

第3章 施策の展開

- ◆基本目標の達成に向けて、現状と課題の整理を行い、基本方針と施策の方向を定めます。
- ◆基本方針と施策の方向に基づいて個別事業を実施し、施策の展開を図ります。

個別事業の体系

基本目標	施策の方向	個別事業
1 助け合いのあるまちづくり	① 地域福祉の充実	1 土浦市ふれあいネットワークの充実
		2 土浦市地域自立支援協議会の活用
		3 土浦市社会福祉協議会との連携
		4 福祉の心を育てる教育の充実
	② 福祉教育の充実	5 地域交流活動事業等の充実
		6 青少年赤十字（JRC）活動の推進
		7 福祉体験講座及び職員等による出前講座の充実
		8 ボランティアセンターの運営
	③ ボランティア活動の振興	9 ボランティア派遣事業の充実
		10 友愛サービス事業の充実
		11 福祉協力校の指定
		12 防災ボランティア意識啓発事業の充実
	④ 広報啓発活動の推進	13 市民の意識啓発・広報活動の充実
		14 土浦市社会福祉協議会の広報活動の推進
		15 事業者に対する広報啓発活動
		16 精神障害者についての社会的な誤解や偏見の解消
17 障害者の手作り品展示即売会事業の充実		
18 市職員研修の充実		
19 「人にやさしいまちづくり計画」の推進		
20 都市公園の整備及び改修		
2 安全で快適な生活環境の整備	① バリアフリーのまちづくりの推進	21 民間施設のバリアフリー化等の促進
		22 音響装置付信号機の設置及び点字誘導ブロックの敷設
		23 人にやさしい公共交通の導入の促進
		24 バリアフリーの促進
		25 福祉マップの作成・配布
		26 公共施設等における補助犬受入体制の整備
		27 重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成
		28 障害者住宅整備資金の貸付
	② 居住環境の整備	29 障害者住宅改造アドバイザー制度の実施の検討
		30 市営住宅の整備・充実
		31 公営住宅の入居条件の緩和継続
		32 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免制度の周知
	③ 行動範囲の拡大	33 自動車運転免許取得費用の助成
		34 自動車改造費用の助成
		35 重度障害者福祉タクシー利用料金の助成
		36 リフトタクシー運行費の補助
37 福祉バスの運行		
38 障害者外出支援の充実		
39 自主防災組織の育成等		
40 防災マニュアル等の作成		
④ 緊急時救援体制の整備	41 災害時要援護者支援体制の整備	
	42 緊急通報システム事業の充実	
	43 緊急時・災害時の情報獲得・発信手段の確保	
	44 自立支援給付の推進	
3 総合的な障害福祉サービスの提供	① 障害福祉サービス等の充実	45 地域生活支援事業の充実
		46 相談体制の充実
		47 つくしの家、療育支援センター、障害者自立支援センターの運営
		48 地域活動支援センター事業、生活支援事業の実施
		49 保健福祉総合システムの整備
		50 地域での自立した生活の支援体制の整備
	② サービス提供の基盤整備	51 介護保険サービスとの調整
		52 計画策定への参画促進
		53 日常生活自立支援事業の実施
		54 成年後見制度の利用支援
		55 郵便等投票制度の啓発
		56 ライフステージに応じた支援を実施するための支援ファイルの活用

基本目標	施策の方向	個別事業
	③ 在宅障害者の支援	57 在宅生活支援配食サービスの実施
		58 会食型食事サービスの実施
		59 ボランティア宅配型食事サービスの実施
		60 車いすの貸出
	④ 情報提供の充実	61 訪問理美容サービス事業の実施
		62 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の利用促進
		63 精神障害者デイケア事業の促進
		64 福祉電話の貸与
		65 手話・点訳・音訳サービスの実施
		66 広報の充実
		67 広報のバリアフリー化の推進
		68 利用に配慮した情報の提供
	⑤ 生活安定のための施策推進	69 障害者関連の総合的情報提供の充実
		70 高度情報化の推進に係る障害者等への配慮
		71 手話通訳者による窓口対応
		72 障害基礎年金等の支給
73 心身障害者扶養共済事業の充実		
⑥ 人材の育成・確保	74 各種手当の充実	
	75 生活福祉資金の貸付	
	76 障害者手帳申請用診断書料助成事業の実施	
	77 医療福祉制度による保険給付自己負担分の助成	
	78 ガイドボランティアの養成・派遣	
	79 地域介護ヘルパー養成講座の開催	
	80 人材の確保	
4 保健・療育体制の充実	① 母子保健の充実	81 乳幼児健康診査の充実
		82 健康教室の開催
		83 相談指導事業の充実
		84 家庭訪問指導事業の強化
	② 療育体制の充実	85 各種乳幼児健診後の指導・フォロー体制の充実
		86 療育支援相談業務の充実
		87 早期療育支援体制の充実
		88 つくし療育ホーム事業の充実
		89 幼児ことばの教室事業の充実
		90 つちうちつくし学園における療育指導の充実
	③ 健康づくりの充実	91 おもちゃライブラリーの運営
		92 学校保健事業の充実
		93 健康診査・各種検診事業の充実
		94 健康まつりの開催
		95 機能訓練事業の充実
5 個性を生かす教育・育成の推進	① 就学前障害児の育成支援	96 「こころの相談」事業の充実
		97 はり、きゅう、マッサージ施術費の補助
		98 自立支援医療費の給付等
	② 障害児教育の充実	99 障害児保育の充実
		100 公立幼稚園における障害児の受入体制の充実
		101 一時預り事業の充実
		102 就学相談の実施
	③ 教育環境の整備	103 特別支援教育コーディネーターの配置
		104 教職員等の障害児研修の充実
		105 障害児教育の充実
6 就労支援と働く場づくり	① 一般就労の支援	106 特別支援教育のための安定的な支援の推進
		107 学校施設のバリアフリー化の推進
	② 福祉的就労の場の提供	108 就学障害児の放課後支援対策の充実
		109 障害者就業・生活支援センター等の活用
7 生きがいのある生活支援	① スポーツ・レクリエーション活動の支援	110 土浦公共職業安定所等関連機関との連携の強化
		111 障害者の就労に向けた支援策の強化
		112 つくしの家における就労継続支援の実施
		113 「福祉の店」の活用
		114 障害者（児）スポーツ大会の開催
	② 生涯学習活動の支援	115 かすみがうらマラソンにおける障害者レースの充実
		116 レクリエーション等の開催
		117 公共スポーツ施設の使用料の減免
		118 公共文化施設の入場料の減免等
	③ 社会参加の促進	119 図書館等利用における利便性の向上
		120 生涯学習関連施設の整備
		121 障害者が参加できる生涯学習講座の開催
		122 地域活動の促進
		123 障害者（児）福祉団体活動の支援
		124 総合福祉会館の運営
		125 ふれあい・いきいきサロンの実施

基本目標1 助け合いのあるまちづくり

1 基本方針

市民向けアンケート調査によると、障害者福祉を社会的な問題、自分自身の身近な問題として捉え、災害時における障害者からの支援依頼に関しては、7割強が理解を示しています。その一方、市民の半数以上が「ノーマライゼーション」を「知らない」、「障害者の日」については市民・事業者の約7割が「知らない」となっており、各々の接する機会等により理解度が違い、今後の課題となっています。

障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者への配慮等についての協力を得るため、幅広く市民に向けた啓発・広報活動を推進していく必要があります。

このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策の展開を図ります。

基本方針

- 保健・医療・福祉・教育・就労・防災が連携した総合的な地域ケアシステムを整備するとともに、お互いが理解し合う「こころ」を養う福祉教育を推進し、ボランティア活動を促進します。
- 「助け合いのあるまち」実現のため、地域福祉の充実、福祉教育の充実、ボランティア活動の振興、広報啓発活動を推進します。
- 障害者が地域で安心して生活できる環境づくりのために、「土浦市ふれあいネットワーク」や「土浦市地域自立支援協議会」の活用を図ります。

2 施策の方向と個別事業

施策の方向

- ① 地域福祉の充実
- ② 福祉教育の充実
- ③ ボランティア活動の振興
- ④ 広報啓発活動の推進

① 地域福祉の充実

地域福祉の充実のためには市民の理解・協力が不可欠です。「土浦市ふれあいネットワーク」や「土浦市地域自立支援協議会」などの活用、「土浦市社会福祉協議会」との協力により地域との連携を図ります。

1 土浦市ふれあいネットワークの充実

障害者や高齢者などの支援を必要とする人が、家庭や地域の中で安心して暮らせるようにするため、土浦市ふれあいネットワークの充実を図るとともに、「土浦市地域自立支援協議会」等関係機関との連携を深め、円滑なサービス提供に努めます。

担当 社会福祉課，障害福祉課，こども福祉課，高齢福祉課，健康増進課，社会福祉協議会（連携）

2 土浦市地域自立支援協議会の活用

土浦市地域自立支援協議会は、サービス供給の確保並びに社会資源の開発及び改善を推進するため、地域住民や行政機関・相談支援事業者・障害福祉サービス事業者等の関連機関の連携により、障害者を地域住民との協働により支援する体制づくりを進めます。また、これらの支援を通じて把握した地域や障害者のニーズ、課題を市全体の障害者施策に反映します。

担当 障害福祉課

3 土浦市社会福祉協議会との連携

土浦市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な機関です。同協議会は、ボランティア活動や福祉教育の推進をはじめとする地域福祉事業を積極的に展開しており、中でも「土浦市ふれあいネットワーク」は地域福祉を進めていく上で重要な役割を担っています。市が地域福祉を推進していく上で、同協議会との連携は不可欠であり、情報を共有しながら事業を推進していきます。

担当 障害福祉課，社会福祉協議会（連携）

土浦市ふれあいネットワーク

土浦市ふれあいネットワークは、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、援助を必要とする子ども、ねたきりの高齢者、ひとり暮らしの虚弱な高齢者等、援助を必要とする全ての人を対象とし、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるために、地域全体で支えていくシステムです。

中学校区を「福祉コミュニティ圏」と捉え、8中学校区コミュニティセンター（地区公民館）に地域ケアコーディネーターを配置し、支援を必要とする人やその家族をサポートするために、保健・医療・福祉の専門スタッフや地域住民の連携で「ふれあいネットワーク事業」を実施し、さまざまな相談に応じながら、サービスや見守り等について話し合うために、スクラムネットやふれあい調整会議を開催しています。

【地域ケアコーディネーター】

いろいろな生活問題を抱えている方々の相談に応じ、地域で安心して生活していけるように、各関係機関と連絡を取り合い、適切なサービスを提供できるようにする連絡調整役です。

【ふれあい調整会議】

地域ケアコーディネーターに寄せられた相談に対し、中学校区ごとに、医師・保健師・看護師・民生委員児童委員・相談員・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・ボランティア・行政職員などが、専門的な立場から支援の方向性を検討する会議です。

【スクラムネット】

要支援者に対する支援について検討するため、社会福祉課・障害福祉課・こども福祉課・高齢福祉課・健康増進課・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会などの実務者レベルの職員により「スクラムネット」を開催しています。

ふれあいネットワーク

人間関係の希薄化、核家族化の進行による高齢者の孤立、少子高齢化により、老々同世代やひと暮らし世帯が増加し、援助を必要とする方々が増えています。しかし、「住み慣れた地域や単位でいつまでも安心して暮らしたい」との願いは共通のもので、その願いをかなえるために、援助を必要とするさまざまな人々を地域全体で支えていくシステムが「ふれあいネットワーク」です。



土浦市地域自立支援協議会

土浦市地域自立支援協議会は、障害者が安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人が持つニーズを実現するため、地域住民と共に、サービス供給の確保や社会資源の開発・改善を推進することを目的として設置しています。

全体会議等6つの組織で構成され、土浦市地域ケアシステム「ふれあいネットワーク」を活用しながら、地域の関係機関によるネットワーク構築、地域住民との情報の共有化、困難事例への対応など要支援者のニーズの実現に必要なことについて協議・検討しています。

土浦市地域自立支援協議会を構成する組織

全体会議	課題や施策提案等について、地域会議や専門部会から報告を受け、その対応を検討します。また、必要に応じて、関係機関等に意見書を提出します。
地域会議	要支援者に対する具体的支援策について協議し、要支援者の地域における生活を支援できるよう、地域住民及び関係行政機関との連絡調整を行います。
運営会議	個別支援会議、行政、相談事業者等からの情報分析や課題整理を行うとともに、その取扱いについて具体的な手法を検討します。
個別支援会議	要支援者個人ごとに設置し、要支援者の要望を把握し、関係機関が支援を行う上での課題の整理及び確認を行います。
事務局会議	個別支援会議で確認された課題の具体的取扱いについて協議するとともに、地域会議、運営会議及び全体会議の運営について必要な調整や提案を行います。
専門部会	各種の地域課題について専門的に調査研究します。

② 福祉教育の充実

学校教育の中で福祉の心を育てるために、地域での交流活動や福祉の体験講座、職員等による出前講座などを通して、子どもたちの福祉教育に取り組みます。

4 福祉の心を育てる教育の充実

教育活動を通して福祉の心を育成するために、各学校において、総合的な学習の時間（福祉体験学習、職場体験学習など）の福祉分野の学習でバリアフリーについて学習をし、道徳教育で人への優しさ、社会のために尽くすことの大切さなど、豊かな心の育成を図っています。今後は、障害者への理解を深めるため、アイマスクや車いすなどの模擬体験、ボランティア体験等による体験を重視した教育を実施していきます。

担当 指導課

5 地域交流活動事業等の充実

総合的な学習の時間を活用して、福祉施設・特別支援学校等、地域の施設を訪問することによる障害者との触れ合いを通じ、互いに助け合って共に生きる社会を知る地域交流活動事業を実施するなど、特別支援学校や地域の障害者福祉施設との連携を図り、共同及び交流学習の「学校間交流」を進め、障害のない児童・生徒と障害のある児童・生徒との相互理解の機会創出を図っていきます。

担当 指導課

6 青少年赤十字（JRC）活動の推進

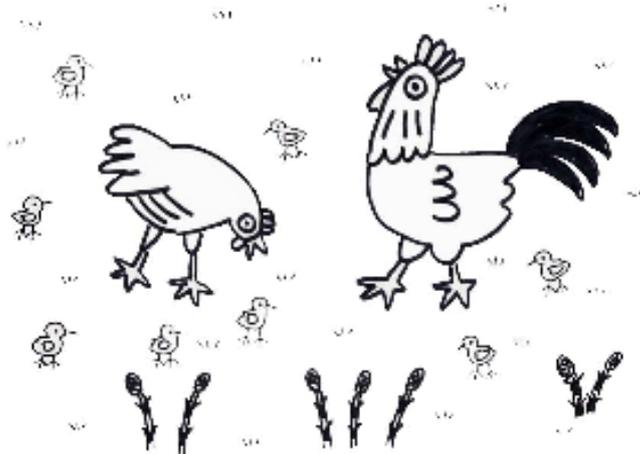
青少年赤十字（JRC）の目的である人の生命と尊厳を大切にする「人道的な精神」の育成や「気づき、考え、実行する」態度を養う教育のために、地域の特性に応じて、募金活動、清掃活動、古切手の収集など青少年赤十字の実践活動を推進します。

担当 小・中学校

7 福祉体験講座及び職員等による出前講座の充実

障害者への理解を深め、福祉の心を育成するため、市内各小中学校の総合的な学習の時間やPTAの集まりにおいて、車いす体験、アイマスク体験、手話体験、点字体験、視覚障害者や聴覚障害者の講話、盲導犬の学習等を行うとともに、地域と連携を図りながら、公民館、町内会、職場など学校以外の場でも障害模擬体験講座を開催し、ニーズの変化や障害者福祉制度の変更などに対応した内容の充実を図ります。

担当 社会福祉協議会，社会福祉課，障害福祉課



③ ボランティア活動の振興

福祉の協力校の指定やボランティアの養成・派遣，防災意識の啓発などを推進し，ボランティア活動を振興します。

8 ボランティアセンターの運営

ボランティアを必要とする障害者への情報の提供，ボランティア活動に関する相談，活動場所のあっせんを行うとともに，個人ボランティア・ボランティア団体への支援，情報発信などを行うため，ボランティアセンターを運営しています。また，「音訳」「点字・点訳」「手話（入門・基礎）」「要約筆記」「ガイド（視覚障害者の外出支援）」等の障害者に関連する各種ボランティア養成講座を開催しています。今後は，養成講座修了後の活動場所を増やし，ボランティアが活動できる環境整備を図ります。

担当 社会福祉協議会

9 ボランティア派遣事業の充実

各福祉団体の会合やスポーツ大会，障害者運動会，交流キャンプ，おもちゃライブラリーなど障害者団体の事業等へのボランティアや視覚障害者の外出を支援する「ガイドボランティア」を要請に応じて派遣します。また，ボランティア団体に対し，多様な障害者に対する理解を深める機会や研修を設けることにより，新たな担い手を養成します。

担当 社会福祉協議会

10 友愛サービス事業の充実

家事，話し相手，見守りなどの援助を必要とする在宅の障害者や高齢者等の利用会員に対して，地域住民である協力会員が住民参加型在宅福祉サービス活動を行っています。今後は事業の周知を行うことにより会員数の増加を図るとともに，多様化するニーズに対応できるよう，協力会員の研修の充実や既存の地域資源の活用等，コーディネート機能の充実を図ります。

担当 社会福祉協議会

1.1 福祉協力校の指定

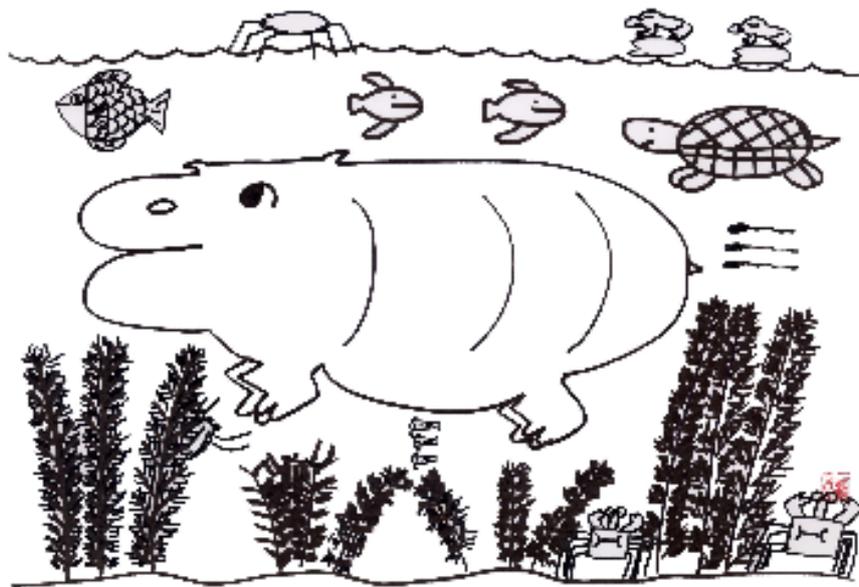
ボランティア活動の協力校を指定して、児童・生徒の福祉への理解と参加を促進していきます。今後は、各協力校において、児童・生徒の自発的なボランティア活動への取り組みを促し、福祉の関心を高めるために総合的な学習の時間を活用した福祉施設等への訪問、環境美化活動など様々な事業を実施します。また、各協力校担当教諭との連絡会・事例発表会を開催し、市内各校の連携と事業効果の向上を図ります。

担当 社会福祉協議会

1.2 防災ボランティア意識啓発事業の充実

「防災ボランティア養成講座」の開催、講座修了生の組織化、既存の防災ボランティアを活用した障害者への防災対策支援、災害ボランティア講演会の開催による市民への意識啓発を行うとともに、災害ボランティアセンター設置準備委員会の組織化による災害時支援に関する諸問題の協議、センター運営マニュアル作成を実施します。

担当 社会福祉協議会



土浦市のボランティア活動

土浦市では、様々なボランティアサークルが対象者の状況に合わせて、地域に密着した活動を行っています。

障害者を対象とした活動は、手話・点字・朗読などがあり、サークルごとにニーズに合わせた活動を行い、市民の立場から障害者福祉を推進しています。

土浦市ボランティアサークル連絡協議会加入サークル一覧 平成21年8月現在			
サークル名	活動内容	活動日時	活動場所
1 七草の会	市内のひとり暮らし高齢者に対する会食型食事サービス時のお弁当作り、交流等。	会食型食事サービス実施日	土浦市総合福祉会館7階土浦市老人福祉センターうらら
2 六好会	六中地区の高齢者との交流活動、送迎活動、高齢者に対する食事サービス活動等。	第2火 9:00~13:00	六中地区公民館いきいきサロン「いこい」
3 こもれびの会	老人福祉施設でのボランティア活動、行事参加、高齢者の話し相手等。	随時 9:00~15:00	市内老人福祉施設
4 やまびこの会	ひとり暮らしの高齢者などに対する電話訪問活動、交流会の実施等。	第1~4火 第2・4月火午前	土浦市総合福祉会館4階土浦市新治総合福祉センター
5 たまき会	一中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等。	第2・4水 9:00~13:30	一中地区公民館
6 ふたば会	二中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等。	第1金・第3土 9:00~13:30	二中地区公民館
7 コスモスの会	三中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等。	第1・3木 9:00~13:30	三中地区公民館
8 さくら会	四中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等。	第2・4金 9:00~13:30	四中地区公民館
9 かすみ会	五中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等。	第2水・第4火 9:00~13:30	上大津公民館
10 むつみの会	六中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等。	第1・3金 9:00~13:30	六中地区公民館
11 よつわの会	都和中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等。	第2・4水 9:00~13:30	都和公民館
12 紫峰会	ひとり暮らし高齢者への給食・配達ボランティア活動、小地域交流活動への協力等。	随時	新治地区
13 新治ふれあいボランティア	給食・配達ボランティア活動、小地域交流活動への協力等。	随時	新治地区
14 大畑そば愛好会	施設・学校等を訪問し手打ちそば作りを上演・指導、小地域交流活動への協力等。	依頼時	茨城県内
15 下坂田そば愛好会	施設・学校等を訪問し手打ちそば作りを上演・指導、小地域交流活動への協力等。	依頼時	茨城県内
16 土浦朗読の会	朗読の学習会、点字図書館の録音図書制作、声の広報つちうら・声の社協だより制作、リッチボイス制作、視覚障害者との交流等。	第1金・第4木 10:00~12:00 第3土 13:30~16:30	土浦市総合福祉会館6階
17 土浦手話の会	手話の学習、手話のボランティア、聴覚障害者との交流等。	第1~4水 10:00~12:00 第1~4木 19:00~21:00	土浦市総合福祉会館6階 一中地区公民館
18 ひまわりの会	市の広報紙点訳、図書点訳、おたより葉書の実施、視覚障害者との交流会等。	第2・4金 10:00~12:00	土浦市総合福祉会館6階
19 土浦市更生保護女性会	非行や犯罪に陥った人たちへの支援活動、青少年の健全育成を目的とするミニ集会の開催、子育て支援事業等。	随時（「わらべ」は、日・祭日お休み）	更生保護施設、各地区公民館 青少年センター（第1・3木） 子育て交流サロン「わらべ」
20 小町の会	新治地区内における各種ボランティア活動。	随時	新治地区
21 たんぼほの会	国立病院機構霞ヶ浦医療センターの受付や外来患者の車いす介助、おしぼり作り等。	月~金 8:50~12:00	国立病院機構霞ヶ浦医療センター
22 土浦美容ボランティア	老人福祉施設等の入所者に対する理美容活動、在宅高齢者の理髪等。	2~3回/月	老人福祉施設等
23 土浦おはなしポケット	子どもの情操を豊かにし、想像力や考える力を育てるための読み聞かせ、パネルシアター、素話、人形による活動等。	第4火 10:00~12:00 その他随時	三中地区公民館、市立図書館（第4日）、さくらんぼ（第2月）、市内幼稚園・保育所等
24 土浦市いきいきヘルス体操指導士の会「かたつむりの会」	介護予防・健康づくり体操「いきいきヘルス体操」の普及活動及び指導。	随時	コミュニティセンター等
25 美々（みみ）の会	市内特別養護老人ホーム、グループホーム等の入所者に対する傾聴ボランティア活動。	月1~4回（施設ごとに異なる）	特養滝の園、もりの家、なごみ、老健シルバーケア土浦等

④ 広報啓発活動の推進

市民への意識啓発や広報活動の充実、事業者に対する広報啓発活動の推進等により障害者への理解を深めるとともに、障害者の手作り品の展示販売事業などの障害者活動を通して、理解促進を図ります。

1.3 市民の意識啓発・広報活動の充実

障害に対する市民の理解を深めるために、市の広報紙・ホームページ・ポスター・タウン誌・ケーブルテレビ等多様なメディアの活用、各地区市民委員会をはじめ、障害者団体やボランティア団体との協働によるイベント等の開催、学校の授業などを通して、啓発活動を推進します。市ホームページについては、随時更新し、最新の情報提供を行っていきます。また、「土浦市地域自立支援協議会」を活用した広報活動の充実に努めます。

担当 障害福祉課

1.4 土浦市社会福祉協議会の広報活動の推進

広報紙「社協だより」を年4回発行し、全戸に配布することにより障害者の理解を深める活動及びボランティア活動への参加を促進します。また、視覚障害者には、リッチボイスを発行・送付しています。今後は、より多くの地域住民に「社協だより」への関心を持ってもらうため、紙面の工夫や内容の充実を図り、地域住民の全てに親しみの持てる広報紙を作成することにより、障害者やボランティア活動への理解を深めていきます。

担当 社会福祉協議会

1.5 事業者に対する広報啓発活動

商業施設・交通機関をはじめ、各種事業関係者の障害者に対する理解を深めるために、商業施設や交通機関等のバリアフリー化や補助犬の受け入れ、障害者の雇用の場の確保等について広報啓発活動を行うとともに、事業者に対し、障害者の一般就労促進に向けた障害者雇用への意識啓発に努めます。

担当 障害福祉課

16 精神障害者についての社会的な誤解や偏見の解消

精神障害者の地域での生活を促進し、地域住民の理解を深めるため、パンフレットの配布の他、広報や健康まつりなどの機会を利用して、啓発活動を充実し、精神障害者に対する誤解や偏見の解消を図ります。また、精神障害についての正しい知識の普及のため、研修会や会議へ積極的に参加することにより職員の能力向上を図るとともに、精神保健福祉センターや保健所等と連携して、地域住民に対する講演会などを開催します。

担当 障害福祉課

17 障害者の手作り品展示即売会事業の充実

障害者の能力向上と生きがいを高めるために、産業祭、キララまつり、健康まつり等の市の行事の際に障害者の手作り品等を展示即売する事業を実施し、市民との交流を行い、障害者理解を促進します。今後は、地元に関連した作品等の開発について検討するとともに、販売手段の拡大に努めます。

担当 障害福祉課

18 市職員研修の充実

障害者や高齢者について市職員の理解を深め、市の役割を認識させるとともに、障害者や高齢者への対応の改善・向上を図るため、市内の福祉施設体験学習を継続します。また、接遇研修や教養講座等の職員研修について、対象範囲や機会の拡大を図りながら推進します。

担当 人事課



基本目標2 安全で快適な生活環境の整備

1 基本方針

市民向けアンケート調査によると、障害者にとっての本市の住みやすさについて、「ふつう」が約4割を占める一方、「住みやすい」より「住みにくい」との評価が多く、人にやさしいまちづくりのためには、歩道の段差解消等のバリアフリー化、移動交通手段の確保や整備を優先して取り組むべき課題と考えています。また、人にやさしいまちづくり等の推進に半数が「賛成」で、「内容によっては賛成」も加えると9割近くの市民が賛成とし、障害者からの災害時における支援依頼について、7割以上の市民が「承諾する」と答えており、障害者にとっての「安全で快適な生活環境の整備」に対する意識の高さが感じられます。

このように、多くの市民が、快適で生活しやすい障害者等に配慮した生活環境の整備を促進する必要があると考えており、障害者が安心して快適に生活することができるようにしていくためには、住宅環境のバリアフリー化及び道路や交通、公園等の環境整備を着実に推進していくとともに、安全で安心な生活に向けて、地域の防災体制づくりなど緊急時における体制の構築などに努めていく必要があります。

このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策の展開を図ります。

基本方針

- ユニバーサルデザインや交通バリアフリーの視点も加えたバリアフリーのまちづくりを推進します。また、快適な居住環境の整備と行動範囲の拡大支援を推進します。
- 障害者の安全な生活環境の整備を進めるため、地域における防災対策等の緊急時救援体制の整備を強化します。

2 施策の方向と個別事業

施策の方向

- ① バリアフリーのまちづくりの推進
- ② 居住環境の整備
- ③ 行動範囲の拡大
- ④ 緊急時救援体制の整備

① バリアフリーのまちづくりの推進

障害者が健常者と同じように安心して暮らせるよう市内各施設のバリアフリー化を計画的に進めるほか、公共交通や民間施設のバリアフリー化を促進することにより、人にやさしいまちづくりを推進します。

19

「人にやさしいまちづくり計画」の推進

市関連施設において、「人にやさしいまちづくり計画」に基づく改修を推進し、ユニバーサルデザインの導入を検討しつつ、施設毎の計画的な対応方針を検討します。

担当 社会福祉課

20

都市公園の整備及び改修

「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、開発行為による公園整備の指導を進めます。市事業による新設公園の整備・既設公園の改修等に際しては、トイレ・水飲み器などの改修、車いすで通行可能な園路の整備などを実施しています。今後も多目的トイレの設置など公園等のユニバーサルデザイン化を推進します。

担当 公園街路課

21

民間施設のバリアフリー化等の促進

バリアフリー新法の内容をホームページ等によって周知し、特に特別特定建築物（2,000㎡以上）については、高齢者、障害者の社会参加が促進され、すべての利用者に利用しやすい施設の実現を図ります。

担当 建築指導課

2.2 音響装置付信号機の設置及び点字誘導ブロックの敷設

音響装置付信号機の設置や点字誘導ブロックの敷設について、土浦警察署と道路管理者へ要望し、整備を進めるとともに、既存施設の変更、新設を含めて計画的な整備に努めます。

担当 生活安全課

2.3 人にやさしい公共交通の導入の促進

障害者や高齢者が安心して快適に外出できるようにし、社会参加を促進するため、低床バスの導入台数増加や、運行時間の固定化、公共施設等へアクセスしやすい運行ルートを検討等、公共交通機関の利便性の向上を促進します。

担当 都市計画課

2.4 バリアフリーの促進

土浦市バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区（土浦駅、荒川沖駅、神立駅の周辺地区）を中心に、連続的な移動等の円滑化を図るために必要な事業を利用者の声を聞きながら推進します。

担当 都市計画課

2.5 福祉マップの作成・配布

障害者が安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時には、避難マップとするために、公共施設・民間施設のバリアフリー化や環境整備の状況を掲載した福祉マップを作成します。また、福祉マップを市ホームページ等に掲載し、幅広い活用の促進を図るとともに、定期的に作成・配布することで障害者の安心・安全な外出を促すとともに、災害に対する意識の高揚を図ります。

担当 障害福祉課

26 公共施設等における補助犬受入体制の整備

市の施設において、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の受入体制の整備・充実を図ります。また、身体障害者補助犬法に基づき、公共交通機関やホテル、レストラン、デパート等の不特定多数が利用する民間施設の管理者等についても、受入体制の整備を図るよう周知します。

担当 障害福祉課



土浦市バリアフリー基本構想

「土浦市バリアフリー基本構想」は、バリアフリー新法に基づき、土浦市の総合的なバリアフリーの推進について、全市的な理念、考え方を提示するものです。

策定の目的	本市における総合的なバリアフリー化の推進を図るため、市民、関係団体、公共交通事業者、施設管理者等との協働により、バリアフリー新法に基づく基本構想を策定することを目的としています。
対象地域	土浦市全域 ※ 重点的かつ一体的に整備を図る地区（重点整備地区）に土浦駅・荒川沖駅・神立駅の各駅周辺地区を設定しています。
土浦市のバリアフリー理念	駅舎や道路等の公共空間のバリアフリー化を図るとともに、利便性・快適性など利用者の視点を活かしたソフト的取組を実施し、まちづくりへのバリアフリーの視点の導入、多様な主体の参画などにより、質の高い総合的なユニバーサルデザインのまちの実現を目指します。

【バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）】

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める法律です。

<重点整備地区及び特定事業等>

土浦駅周辺地区

- 重点整備地区の面積 約96ha
- 主な生活関連施設 ウララ（総合福祉会館等）、亀城プラザ、一中地区公民館 他
- 主な特定事業等
 - （東西自由通路）西口エレベーターの設置
 - （乗合バス）ノンステップバスの導入の推進
 - （県道土浦停車場線）視覚障害者誘導用ブロックの補修
 - （まちかど蔵前道路）歩道の路面の凹凸の改善 他55事業

荒川沖駅周辺地区

- 重点整備地区の面積 約46ha
- 主な生活関連施設 土浦市役所南支所 他
- 主な特定事業等
 - （生活関連経路）道路標識、道路標示の高輝度化の推進
 - （荒川沖駅東西自由通路）案内標識の充実 他52事業

神立駅周辺地区

- 重点整備地区の面積 約63ha
- 主な生活関連施設 土浦市役所神立出張所、神立地区コミュニティセンター、図書館神立分館 他
- 主な特定事業等
 - （神立駅）駅舎改築
 - （神立停車場線）都市計画道路の整備
 - （生活関連経路）駐輪、看板・商品等の歩行空間の障害物の排除 他33事業

重点整備地区共通 その他の事業

- ソフト施策
 - ・市民のバリアフリーに対する理解と協力の推進
 - ・自転車利用に関するマナー向上の推進 他

② 居住環境の整備

住宅リフォーム費用の助成、公営住宅の入居条件の緩和などを行うことにより、障害者が快適に生活するための居住環境整備を進めます。

27 重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成

重度の身体障害者（児）の居室での生活を送りにやすくするため、住宅内の段差解消やトイレの改造などの費用の一部を助成します。また、助成額の範囲内で最大の効果が得られるよう、申請者及び工事業者等との連絡調整を十分に図ります。

担当 障害福祉課

28 障害者住宅整備資金の貸付

障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者の居室などの増改築又は改造に必要な資金を貸付け、自宅での生活を支援します。

担当 障害福祉課

29 障害者住宅改造アドバイザー制度の実施の検討

障害者（児）が住宅改造に当たって円滑かつ効果的な工事ができるように、施工の前後等において専門家の助言を受けられる体制を整備します。

担当 障害福祉課

30 市営住宅の整備・充実

障害者や高齢者が自立した社会生活を営むことができるよう、快適で暮らしやすい居住環境を提供するために、市営住宅の整備・充実に努め、公営住宅等のトイレや浴室の手摺り設置や中層住宅のエレベーター設備の設置などを促進します。

担当 住宅営繕課

31 公営住宅の入居条件の緩和継続

公営住宅に入居する際、本人又は家族が身体障害者等である場合、入居条件となる所得基準を緩和するとともに、身体障害者専用住宅の新規入居者募集にあたっては、優先的に身体障害者を対象とした募集を行います。また、既存の公営住宅等についても、改修・改善等を促進し、高齢者や身体障害者が安全で安心して生活できる居住環境の整備を図ります。

担当 住宅営繕課

③ 行動範囲の拡大

障害者の社会参加を支援するため、移動手段である自動車の改造費用の助成、運転免許取得費用の助成や福祉バスの運行など行動範囲の拡大を進める事業の充実を図ります。

32 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免制度の周知

障害者や家族等が運転する場合に、障害種別や程度に応じて、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されます。障害者手帳発行時等に該当者に対して周知し、制度の普及啓発に努め、障害者とその介護者等の経済的負担の軽減、障害者の行動範囲の拡大を図ります。

担当 障害福祉課

33 自動車運転免許取得費用の助成

身体障害者の就労や社会参加のため、自動車運転免許取得費用の一部を助成し、障害者の行動範囲の拡大と経済的負担の軽減を図ります。（地域生活支援事業－自動車運転免許取得助成事業）

担当 障害福祉課

34 自動車改造費用の助成

標準装備の自動車では運転が困難な重度の身体障害者に対して、自動車を改造する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減、社会参加促進を図ります。（地域生活支援事業—自動車改造助成事業）

担当 障害福祉課

35 重度障害者福祉タクシー利用料金の助成

重度障害者の外出支援及び社会参加促進の一環として、医療機関等への往復に要するタクシー料金の初乗り運賃相当額を助成し、在宅での生活を支援します。

担当 障害福祉課

36 リフトタクシー運行費の補助

車いす使用者など外出が困難な状況にある身体障害者の通院等における負担軽減や積極的な社会参加の促進を図るため、リフト付車両を運行する民間タクシー会社に対し、運行費の一部を補助することにより交通手段を確保します。

担当 障害福祉課

37 福祉バスの運行

福祉バスを提供することにより、各種イベント・大会等へ参加の便宜を図るなど障害者の社会活動を支援します。

担当 社会福祉課，社会福祉協議会（連携）

38 障害者外出支援の充実

移動が困難な障害者等に対する外出支援の充実を図るため、デマンドタクシーなど公共交通機関をはじめ、障害者の外出手段の利便性の向上について、更に検討します。

担当 障害福祉課，高齢福祉課，都市計画課

④ 緊急時救援体制の整備

緊急時・災害時における情報の取得や発信手段を確保するとともに、災害時要援護者制度の整備や防災マニュアル等の作成を進め、災害時の障害者支援体制を充実します。

39 自主防災組織の育成等

地域の障害者や高齢者が災害時に安全に避難できるようにするために、住民による自主防災組織の結成を促進するとともに、効果的な訓練の実施を推進し、自主防災組織の充実・強化を図ります。

担当 総務課

40 防災マニュアル等の作成

障害者の防災に対する知識の普及のために、障害者向け防災マニュアル「防災の手引き」の周知や市の広報紙の活用による防災だよりの発行、ホームページやケーブルテレビの活用等を行います。今後は、大規模な地震などの災害発生に備え、災害時要援護者のための避難所の確保や避難経路の周知等に努めるとともに、避難マップや災害時要援護者の支援者向けのマニュアル等の作成についても検討します。

担当 障害福祉課

41 災害時要援護者支援体制の整備

災害時に自力での避難が困難な障害者等の円滑で迅速な避難を支援する土浦市災害時要援護者支援制度について、地域説明会等を通じて制度の周知を図るなど、地域における支援体制の構築に努めます。

担当 総務課，社会福祉課，障害福祉課，高齢福祉課

42 緊急通報システム事業の充実

ひとり暮らし重度身体障害者の居宅における緊急時の迅速かつ適切な対応による安全確保のために、緊急通報システムを整備し、緊急時の対応だけでなく、緊急時の備えがあることによる平常時における不安の解消を図ります。

担当 障害福祉課

4.3 緊急時・災害時の情報獲得・発信手段の確保

関係機関と連携しながら、聴覚障害者を対象とした緊急通報システム、消防本部のファックス119番の実施や茨城県警のファックス110番・メール110番の周知を図ります。また、聴覚障害者や視覚障害者、言語障害者など、情報獲得や情報発信が困難な障害者が、災害・緊急時に安全に避難できるよう、情報技術等の活用を含め、障害種別に応じた適切な情報発信・獲得手段を整備します。

担当 障害福祉課



基本目標3 総合的な障害福祉サービスの提供

1 基本方針

障害者アンケート調査によると、障害者が今後利用したいサービスは「居宅介護」、
「短期入所」が多く、在宅におけるサービスを望んでおり、「福祉サービスについて知
りたいこと」については、「サービスの内容」や「利用方法」が多くなっています。ま
た、市民向けアンケート調査によると、市民が障害者福祉に望む施策について、「在宅
福祉サービスの充実」、「住みやすい住宅の確保や整備」、「就労の推進」と多岐にわたっ
ています。

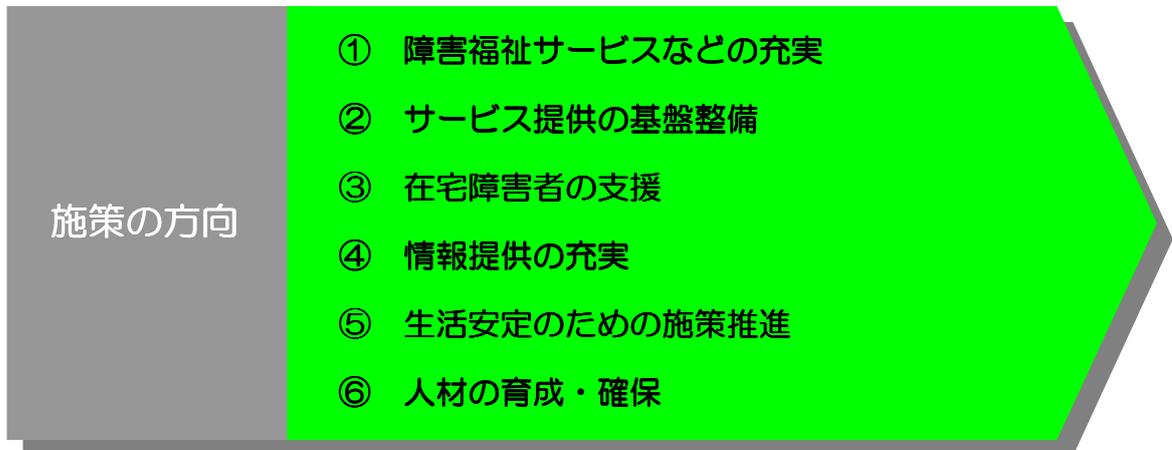
障害者が安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実を図るためには、
障害の特性や状況に応じた多様できめ細かな福祉サービスを提供していくとともに、利
用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサー
ビス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害の有無にかかわらず安心して暮ら
せる地域社会の実現に向けた体制の確立が求められています。また、障害者の自立・社
会参加の支援を進めていくためには、情報提供の充実、生活安定施策の推進を図って
いく必要があります。

このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策の展開を図ります。

基本方針

- 障害者計画及び障害福祉計画に基づき、総合的なサービス提供の基盤整備を
進めるとともに、ケアマネジメント体制を整備して相談支援を強化します。
- きめ細かい自立支援給付の提供と地域生活支援事業の実施により、利用者本
位の質の高い総合的なサービスの充実を図り、地域での自立生活を支援する
とともに、情報提供やコミュニケーション支援体制を充実します。
- 「総合的な障害福祉サービスの提供」のため、生活安定のための施策や障害
者福祉に関わる人材の育成・確保を進めます。

2 施策の方向と個別事業



① 障害福祉サービス等の充実

障害者に対して、共通の制度のもとで、一元的に障害福祉サービスを提供できる体制を構築し、一人ひとりが障害の状態やニーズに応じて、適切な支援が受けられるよう、障害福祉サービスの充実に努めるとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の適切な利用を支えるため、相談支援の充実に図ります。

4.4 自立支援給付の推進

障害者及び障害児が、希望するサービスを適切に利用することができるよう、自立支援給付の適正な支給に努め、生活を支援します。障害福祉サービスについては、「土浦市障害福祉計画」に基づき、サービス提供体制の充実と整備に努めます。

- i 障害福祉サービスの提供（介護給付費，訓練等給付費等の支給）
- ii 機能を補完・代替する補装具の交付・修理（補装具費の支給）
- iii 障害に係る医療支援（自立支援医療費等の支給）
- iv その他の支援（サービス利用計画作成費，高額障害福祉サービス費，特定障害者特別給付費等の支給）

担当 障害福祉課

自立支援給付の体系

「自立支援給付」は、利用者への個別給付で、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費などが支給されます。

	事業名	事業の内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型（雇用型） 就労継続支援B型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
補装具	補装具費を支給します。 【補装具】障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等	
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。 【対象者】 <精神通院医療> 統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者 <更生医療> 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上） <育成医療> 身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）	

4.5 地域生活支援事業の充実

障害者が地域の中で安心して暮らせるように、地域の実情に応じたサービスを提供し、障害者（児）の自立した日常生活又は社会生活を支援します。提供にあたっては、土浦市障害福祉計画に基づき、適正な提供に努めるとともに、新たなニーズに対応するため、障害者や関係機関等との情報交換を行い、サービス提供体制の充実と整備を図ります。

担当 障害福祉課

土浦市が実施する地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者が、その有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村を中心として実施するものです。

土浦市では、以下の事業を実施しています。

事業名	事業の内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を支援します。
コミュニケーション支援事業	意思疎通に支障のある障害者等に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣や手話通訳者の窓口等への設置により、意思疎通の円滑化を図ります。 (手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業)
日常生活用具給付事業	障害を補い、障害者の日常生活がより円滑に送れるように、障害の種類及び程度に応じて、日常生活に欠くことができない用具を給付します。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	<基礎的事業> 基本事業として、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行うものです。 <機能強化事業> 基礎的事業に加え、センターの機能や体制を充実強化する事業を実施し、地域生活支援の促進を図ります。この事業形態として、機能強化の内容により3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等の支援を行い、生活の質的向上と社会復帰の促進を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障害者の生活を支援するため、自宅への訪問によって入浴サービスを提供します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援又は自立訓練を利用している方や、施設に入所している身体障害者に更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業（複数型） 障害者（児）一時介護事業（単独型）	日中において障害者を施設で一時的に預かることにより、その家族や介護者の就労や休息などを支援します。障害の程度等を考慮した介護体制をとります。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーションを通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等のため、各種教室や障害者スポーツ大会を開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳等の方法により、広報、障害者関係事業の紹介、生活情報などを定期的に提供します。
手話奉仕員等養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記者奉仕員等を養成研修します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車の運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

46 相談体制の充実

市に専門的な知識・技術を持った相談員を配置するとともに、社会福祉士や精神保健福祉士等が在籍する事業所に相談支援事業を委託することにより、障害者（児）、その介護者・保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、適切な支援計画の作成などを実施します。

担当 障害福祉課

47 つくしの家、療育支援センター、障害者自立支援センターの運営

（つくしの家）

知的障害者の多機能型施設として、自立訓練（生活訓練）・生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型の4つのサービスを提供し、障害の程度やライフステージに応じた支援を実施します。また、職業訓練や社会訓練の場として、市内事業所等の協力を得ながら、施設外訓練を実施します。

（療育支援センター）

早期療育支援の拠点施設として、障害の状況に応じて、児童の単独通園及び保護者との同伴通園による療育指導を実施し、自立に向け発達を支援します。指導にあたっては、集団指導と個別指導により、児童に最も適した療育を提供します。また、児童や保護者のニーズに応じることができるよう、専門的な技術・知識を持った療育相談員や指導員を配置します。

（障害者自立支援センター）

身体障害者を対象に、生活介護及び自立訓練（機能訓練）を実施する多機能型施設として運営し、運営にあたっては、指定管理制度の活用により、充実したサービスの提供を図ります。

担当 障害福祉課

48 地域活動支援センター事業、生活支援事業の実施

障害者の創作活動や生産活動を支援し、日中の居場所づくりや生活リズムづくりのために、地域活動支援センターⅠ型を「ほびき園」、Ⅱ型を「地域活動支援センターにはり」、Ⅲ型を「あけぼの」として、地域活動支援センター事業を実施するとともに、生活支援事業「ほびき園サテライト」を開設し、精神障害者の日中活動支援や相談の場を設けています。地域活動支援センター事業及び生活支援事業は、いずれも地域生活支援事業のひとつで、気軽に利用できるサービスであることから、内容の充実を図り、利用者の増加を図っていきます。

担当 障害福祉課

② サービス提供の基盤整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行など様々な課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用します。

49 保健福祉総合システムの整備

障害者相談業務は、こども福祉課や高齢福祉課など福祉各部門との連携も重要となるため、保健福祉情報のシステム化を推進し、情報の共有化を図ることで、市民サービスの向上に努めるとともに、情報セキュリティを確保しながら、必要な情報の共有化などにより、組織間の連携と窓口相談の充実を図ります。

担当 障害福祉課，こども福祉課，高齢福祉課

50 地域での自立した生活の支援体制の整備

障害者のライフステージに対応した適正な支援ができるよう、土浦市地域自立支援協議会や相談支援事業所を活用し、保健・医療分野やボランティア団体等の社会資源とのネットワークを構築し、障害者を地域で支援する体制の整備を図ります。

担当 障害福祉課

51 介護保険サービスとの調整

介護保険制度と障害福祉サービス等をはじめとする障害者福祉施策との調整を図りながら、サービス利用者に適切なサービスを提供できるよう両制度の柔軟な活用と円滑な運営に努めます。

担当 障害福祉課，高齢福祉課

52 計画策定への参画促進

障害者に大きく関わる計画の策定等にあたっては、積極的に障害者の参画を図り、計画等に係るアンケート・ヒアリング等においては、多くの障害者から意見を聴取し、計画へ反映します。

担当 障害福祉課

53 日常生活自立支援事業の実施

自己決定能力が低下した人や障害者に対して、福祉サービスに関する情報提供・助言・手続き等、生活支援員による援助などの福祉サービス利用支援と障害者自らが金銭管理の方法や金銭感覚を身につけていけるよう、金銭管理支援を一体的に行い、自立支援を図っていきます。

担当 社会福祉協議会

54 成年後見制度の利用支援

「認知症」・「知的障害」・「精神障害」などによって判断能力の不十分な障害者や高齢者等の、財産管理や契約等の法律行為を保護し支援する成年後見制度の普及啓発を図るとともに、身寄りがいないなど法定後見開始の申立てをする人がいない障害者や高齢者等に代わって、市長が審判開始の申立て等の支援を行い、生活を守ります。

担当 障害福祉課，高齢福祉課

55 郵便等投票制度の啓発

郵便等投票を行うことができる重度身体障害者などの選挙人に対して、身体障害者手帳等を交付する機会や広報紙，ホームページの利用などにより郵便投票制度等の普及・啓発に努め，対象者の選挙権行使の拡大を図ります。

担当 選挙管理委員会，障害福祉課

56 ライフステージに応じた支援を実施するための支援ファイルの活用

発達に特別な支援を要する児童が成長していく過程で，小・中学校はもちろんのこと，多くの機関が支援に携わっていく中で，ライフステージに応じた適切な支援を実施していくためには，情報の共有化を図る必要があるため，保護者や教育委員会との連携のもと支援ファイルを作成し，活用できる環境を整備していきます。

担当 障害福祉課

③ 在宅障害者の支援

障害者の在宅生活を支える支援を充実するため、サービスの利用に対して、適切な支援内容とサービスの必要量を確保します。また、サービス提供の担い手となる事業者等に対し、情報提供や支援を行うことで、十分なサービス量の確保、サービスの質の向上を図ります。

57 在宅生活支援配食サービスの実施

昼食・夕食の宅配及び安否の確認を行うことにより高齢者や障害者の食生活の安定と健康維持を図るとともに、サービス対象者の心身の状況、環境及び家族の希望などについて民生委員・ケアマネジャー等と情報交換し、ヘルパー対応や配食以外のサービスも提案していきます。

担当 高齢福祉課

58 会食型食事サービスの実施

ひとり暮らし高齢者交流会事業など会食型食事サービスを実施します。今後は、地域福祉の理念を踏まえ、地域の方々の協力を得て、各地域での開催とし、支部委員会（地域）が実施主体となった会食事業を開催するなど地域の実情に合った内容にします。

担当 社会福祉協議会

59 ボランティア宅配型食事サービスの実施

土浦市社会福祉協議会の支部（各地区公民館内の8支部）事業として、高齢者・障害者等に対し、地域との交流を図りながら、ボランティアの手作りの食事（昼食）を月2回宅配により提供することで、見守り、ふれあいを図ります。

担当 社会福祉協議会

60 車いすの貸出

土浦市社会福祉協議会本部や各支部（各地区公民館内の8支部）、市役所において、障害者や高齢者等に通院等の外出に利用するための車いすの貸出を行い、在宅福祉サービスの向上を図ります。

担当 障害福祉課、社会福祉協議会

6.1 訪問理美容サービス事業の実施

移動及び外出が困難な在宅の重度身体障害者に対して、訪問理美容サービスに利用できる助成券を交付します。今後も、事業の周知を行うとともに、対象者範囲の拡大を検討します。

担当 障害福祉課

6.2 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の利用促進

身体障害者の社会参加と自立更生の促進のため、茨城県の補助犬給付制度への協力や補助犬の登録手数料等免除を行うとともに、様々な広報手段を活用して制度の周知を図り、補助犬の利用を促進します。

担当 障害福祉課、環境衛生課

6.3 精神障害者デイケア事業の促進

精神障害者に対して、日常生活の訓練の場として、調理や習字・スポーツなどのデイケア事業を実施し、社会参加の促進を図ります。

担当 障害福祉課

6.4 福祉電話の貸与

外出することが困難な独居の重度身体障害者に、生活相談・安否確認を行うことができるよう、無償による福祉電話の貸与、基本料金の一部助成を行い、連絡体制を整備します。

担当 障害福祉課

④ 情報提供の充実

手話点字音訳サービス、広報のバリアフリー化など障害者に対する総合的な情報提供体制を整備するとともに、障害者への配慮をしながら高度情報化を推進し、情報提供の充実を図ります。

65 手話・点訳・音訳サービスの実施

視覚障害者や聴覚障害者の情報コミュニケーションの支援などのために、ボランティア等を活用して、手話、点訳、音訳のサービスを希望する障害者や団体等に提供するとともに、それぞれのサークル活動を支援し、ボランティア活動が活発化する環境整備を図ります。

担当 社会福祉協議会

66 広報の充実

障害者に対する情報提供のために、市の広報紙において、点字広報と声の広報を月2回発行するとともに、毎週テレフォンサービスによる行事案内を行っています。今後も情報内容や情報提供の方法などについて、障害者の意見を反映させながら充実を図ります。

担当 広報広聴課

67 広報のバリアフリー化の推進

ケーブルテレビ「マイシティつちうら」による内容を週ごとに更改した毎日の放送や市の公式ホームページで市の情報の提供を行っています。

「マイシティつちうら」では、市民アナウンサーを募集し、市民との協働を図り、市民目線の番組づくりに努めています。また、市ホームページのバリアフリー化を推進するため、音声機能・文字拡大等を実施しています。

担当 広報広聴課

68 利用に配慮した情報の提供

障害者に対する情報提供の充実に向け、情報通信がより円滑に利用可能となるように情報アクセスの改善を図り、手話通訳者の設置、SPコードの付記、点字版、音声テープ版の作成など情報バリアフリー社会の実現に向けて様々な支援を行います。

担当 障害福祉課

69 障害者関連の総合的情報提供の充実

障害者福祉関連情報等の提供については、障害福祉サービス案内の配付のほか、市ホームページ等を一層充実させ、必要なときに必要な最新情報を見ることができる利用者本位の情報提供体制の充実を図ります。

担当 障害福祉課

70 高度情報化の推進に係る障害者等への配慮

電子自治体の推進のための高度情報化に係る計画や整備にあたっては、障害者のIT利用や迅速な情報提供に配慮するとともに、音声や印刷物による情報伝達手段の充実を図ります。

担当 行政経営課

71 手話通訳者による窓口対応

聴覚障害者が、市の窓口で手続きを行う際に、的確かつ円滑に手続きが行えるように、週に2日、障害福祉課に手話通訳者を配置します。

担当 障害福祉課

⑤ 生活安定のための施策推進

障害基礎年金，心身障害者扶養共済事業，各種手当の充実，生活福祉資金の貸付や医療福祉制度による保険給付自己負担金の助成等の実施により生活安定のための施策を推進します。

72 障害基礎年金等の支給

国民年金の加入期間中に病気や事故等により障害者となった人に対して障害基礎年金を支給します。なお，保険料未納などの理由により受給できないケースが多数あるため，ホームページや広報により周知し，課題の解消を図ります。

担当 国保年金課

73 心身障害者扶養共済事業の充実

心身障害者の生涯にわたる生活の安定と将来に対する保護者の不安の軽減のため，心身障害者扶養共済制度への加入促進を図ります。

担当 障害福祉課

74 各種手当の充実

障害をもつ人やその家族等を対象として，各種手当の支給や国・県の制度の受付を行います。また，対象者に確実な支給ができるように制度の周知，適正な運用を図り，障害者の経済的な安定への支援を行います。

（市の手当）心身障害児及び心身障害者福祉手当，難病患者福祉手当

（県の手当）重度心身障害者手当

（国の手当）特別障害者手当，障害児福祉手当，経過的福祉手当，児童扶養手当，特別児童扶養手当

担当 障害福祉課

75 生活福祉資金の貸付

障害者、低所得者、高齢者等に対し、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸付と援助指導を行うことにより、経済的自立や社会参加の促進を図ります。また、生活福祉資金の貸付申込者に対する相談支援、償還指導、生活課題の解決、関係機関との連携等、相談体制の強化を図ります。

担当 社会福祉協議会

76 障害者手帳申請用診断書料助成事業の実施

身体障害者手帳及び精神障害者手帳の交付申請時に提出が必要となる診断書を受けた方に対し、診断書料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

担当 障害福祉課

77 医療福祉制度による保険給付自己負担分の助成

乳幼児（未就学児）・妊産婦・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・重度心身障害者等が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険での自己負担分の費用を公費で助成するマル福助成制度について、広報紙・ホームページ等により周知に努め、医療環境の充実を図ります。

担当 国保年金課

⑥ 人材の育成・確保

ガイドボランティアや地域介護ヘルパーの養成等により、専門的人材の育成と確保に努め、障害者が地域へ移行するための体制を整備します。

78 ガイドボランティアの養成・派遣

視覚障害者の外出・移動を支援するガイドボランティアの養成及び派遣を実施します。また、ガイドボランティア養成講座の内容を充実させると共に、障害者の余暇活動や行事等をサポートするための養成講座を開催し、障害者のニーズに対応できる登録ボランティアの増加を図ります。

担当 社会福祉協議会

79 地域介護ヘルパー養成講座の開催

助け合い、支え合う地域社会づくりを進める地域のボランティアの養成のため、地域介護ヘルパー養成講座を開催し、講習後のボランティア活動に結び付けるため、ボランティア活動場所の紹介、障害者や高齢者と接する機会の創出、修了後のボランティアとしての活用を進めます。

担当 社会福祉協議会

80 人材の確保

関係各課と協議し、障害者のライフステージに応じたきめ細かいサービスを提供するために、社会福祉士・精神保健福祉士・理学療法士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの人材確保に努めます。

担当 人事課



基本目標4 保健・療育体制の充実

1 基本方針

障害者アンケート調査によると、過去1年間に健康診断を受けていないとの回答が最も多い一方、通院状況については、定期的に通院しているとの回答が6割を超えています。また、医療・福祉関係者は、医療を受けるための介護者の確保や医療費の負担軽減、機能回復訓練等の充実を必要としています。

障害者が、地域において良好な生活を送るためには、健康が重要です。障害者に対する医療、医学的リハビリテーション等の充実により障害者の生活の質を高め、障害の内容や状況に応じた健康指導を行うとともに、生活習慣病の予防等についても情報提供していく必要があります。

また、障害の早期発見や予防・軽減を図るため、各種の健康診査事業の実施に加え、関係機関との連携を図り、適切な療育が受けられる体制の整備に努める必要があります。このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策の展開を図ります。

基本方針

- 障害の予防と早期発見に対する支援、リハビリテーション体制の充実を図ります。
- 地域における精神医療体制と連携した心のケア支援体制の整備を推進します。
- 「保健・療育体制の充実」に向け、母子保健の充実、医療体制の充実、健康づくりの充実を推進します。
- 療育指導や療育相談体制を充実し、発達に特別な支援を必要とする児童やその保護者等に対する支援体制を強化します。

2 施策の方向と個別事業

施策の方向

- ① 母子保健の充実
- ② 療育体制の充実
- ③ 健康づくりの充実

① 母子保健の充実

疾病・障害の早期発見，早期治療，早期療育のため，乳幼児期における健康診査を実施し，また，保護者の育児不安解消のため，各種の相談事業，家庭訪問指導事業等により，母子保健の充実を図ります。

81 乳幼児健康診査の充実

乳幼児の健全な育成のため，乳幼児期における疾病・障害の早期発見，早期治療・療育を目的に，毎月「4か月児健康診査」，「1歳6か月児健康診査」，「3歳児健康診査」を実施します。今後は，未受診者の状況把握に努め，受診率の向上のための対策強化を図ります。

担当 健康増進課

82 健康教室の開催

妊婦等に対して妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るため，「マタニティ教室」・「離乳食教室」の講義や実習を実施し，ホームページや母子健康手帳に案内のパンフレットを折り込むなど周知に努めるとともに，参加者同士の交流を促進します。

担当 健康増進課

83 相談指導事業の充実

乳幼児の発達や育児等に対する保護者の不安の解消を図るために，「10か月児育児相談」，「赤ちゃん身体計測」等の相談事業を実施します。今後は，保護者の育児不安の解消等を目的とし，母親に対する健康相談と情報提供を行うための支援体制の整備を推進します。

担当 健康増進課

84 家庭訪問指導事業の強化

母子の心身の健康維持のため，保健師の家庭訪問による相談指導を行い，育児不安を訴える事例や虐待の疑いのある事例等については，その家庭の状況を十分に把握するために，定期的な家庭訪問による指導を実施するなど母子保健の充実を図ります。

担当 健康増進課

② 療育体制の充実

療育支援相談や学校の保健事業、各種の乳幼児健診後の指導など、早期療育体制の充実に努めます。また、発達に特別な支援を必要とする幼児等に対して、成長の段階における一人ひとりの発達状況に応じた適正な療育指導を行うために、療育機関や教育機関をはじめ、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の多様な分野との連携強化を図り、療育支援体制の充実に取り組みます。

85 各種乳幼児健診後の指導・フォロー体制の充実

発達に特別な支援を必要とする幼児に対して、親子どんぐり教室やすこやか健診等による健診後のフォロー体制の充実に努め、他の療育関係機関との連携を強化し、保護者への周知や相談指導体制を充実します。

担当 健康増進課

86 療育支援相談業務の充実

療育相談員を配置し、来所による相談、電話相談、保健センターにおける健診時の相談、フォローアップ教室及び市内療育機関に対する助言・指導、公立保育所巡回指導、幼稚園・学校への訪問指導を行います。また、一人ひとりの発達状況に応じた療育、一貫した助言・指導が行われるよう、療育相談員同士における共通理解を図る時間を設け、教育委員会等との連携を密にし、適正な療育及び教育が行われるよう努めます。

担当 障害福祉課

87 早期療育支援体制の充実

発達に特別な支援を必要とする児童及びその保護者に対する支援体制を強化するため、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士など様々な専門領域の相談員・指導員の配置に努めるとともに、療育支援センターを早期療育の拠点として早期療育事業を推進します。

担当 障害福祉課

88 つくし療育ホーム事業の充実

発達の状況に応じて個別支援計画を作成し、機能の回復や集団生活への適応に向けた訓練などの指導を行います。また、保護者においても児童と共に通園することにより、日常生活の中での対応について指導し、療育の効果を高めます。

担当 障害福祉課

89 幼児ことばの教室事業の充実

ことばの遅れなど、コミュニケーション等の発達に特別な支援を必要とする幼児に対して、療育指導を実施します。今後は、最新の療育指導を実施するため、大学等との提携を検討します。

担当 障害福祉課

90 つちうらつくし学園における療育指導の充実

知的障害児に対して、基本的な生活習慣や社会性を身につけることを目的に、個別支援計画のもと、一人ひとりの状態に合わせた指導を行います。

担当 障害福祉課

91 おもちゃライブラリーの運営

障害児用のおもちゃの製作と貸出しを行うことにより、障害児の発達促進を図ります。また、おもちゃライブラリー事業の周知のために、市内小中学校の特別支援学級等におもちゃの貸出し用カタログを配付します。

担当 社会福祉協議会

92 学校保健事業の充実

小・中学校における健康診断の充実を図り、児童・生徒等の障害の早期発見、早期対応等に努めます。また、児童・生徒が健康な学校生活を送れるよう、将来の生活習慣病予防の面からも未受診者に対し、受診勧奨を図ります。

担当 教育総務課

③ 健康づくりの充実

機能訓練事業や、はり、きゅう、マッサージ施術費の補助等の実施により障害者の健康保持と心身の安定を図るとともに、障害の原因ともなる生活習慣病の予防早期発見のための各種検診事業の実施や健康まつりの開催などを通して、市民の心身の健康保持と意識の向上を図ります。

93 健康診査・各種検診事業の充実

障害の発生の予防ともなる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療のために、健康診査及びがん検診など各種検診事業を実施し、受診率向上のため、広報紙やホームページ等を通して健康診査やがん検診の周知に努めます。

担当 健康増進課

94 健康まつりの開催

市民に対する心身の健康保持の意識の普及を図るとともに、各種保健事業への理解と認識を深めるために、健康まつりを開催し、講演会、各種相談コーナーや展示コーナー等の設置などを実施します。また、医療制度改革に基づく生活習慣病予防対策等により健康への関心が高まっているため、保健や健康づくりに対する新しい情報提供の一層の充実を図ります。

担当 健康増進課

95 機能訓練事業の充実

疾病、事故等により、在宅で療養している40歳から64歳までの治療終了後訓練又は日常生活のための訓練を必要とする人に対して、心身機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けることを目的に、「ふれあい教室」を実施します。今後は、医療機関などの関係機関との連携を図るとともに、広報紙による周知などを行い、機能訓練参加者の増加を図ります。

担当 健康増進課

96 「こころの相談」事業の充実

精神障害者等の地域での生活を支援するために、精神障害者やその家族を対象に保健センターで精神科医師による「こころの相談」事業を実施するとともに、保健所・精神保健福祉センター等との連携を強化し、相談体制の充実を図りながら、ホームページや広報紙により、精神障害者等及びその家族等に対して事業を周知します。

担当 障害福祉課

97 はり、きゅう、マッサージ施術費の補助

70歳以上の高齢者、65歳以上の身体障害者、ねたきり・認知症の症状を有する人、及びその介護者を対象として、はり、きゅう、マッサージ施術費の一部補助を行うことで、利用を促進し、健康保持や心身の安定を図ります。

担当 高齢福祉課

98 自立支援医療費の給付等

18歳以上の身体障害者が障害を取り除いたり、軽減して日常生活を容易にするために、角膜手術、関節形成手術等の自立支援医療（更生医療）費の給付を行います。また、県で行っている18歳未満の身体障害児に対する角膜手術、関節形成手術等の自立支援医療（育成医療）費の給付及び通院により精神疾患の治療を受けている方の医療費を保険と公費で負担する自立支援医療（精神通院）の周知に努めます。

担当 障害福祉課



基本目標5 個性を生かす教育・育成の推進

1 基本方針

障害者アンケート調査によると、幼稚園や保育所、学校などに通っている知的障害者のうち、約53%は特別支援学校に通学し、約23%は小中学校の特別支援学級に在籍しています。

「個性を生かす教育・育成の推進」に向けて、今後は、就学前障害児の育成支援、障害児教育、障害児の教育環境の更なる充実を図ることが必要であるとともに、障害児の将来における自立と社会参加を促進するため、本人の適性や障害の特性に応じた教育・指導を充実していく必要があります。

このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策の展開を図ります。

基本方針

- 発達に特別な支援を必要とする児童への療育指導体制の強化と教育機関、保健機関等との連携による支援体制（早期発見、早期療育支援）の充実を図ります。
- 「個性を活かす教育・育成の推進」を実現するため、就学前障害児の育成支援や障害児教育の充実を図るとともに、教育環境の整備を推進します。
- 障害のある子ども一人ひとりの障害の種別や程度に応じて、乳幼児期から学校卒業時まで一貫したきめ細かな支援を継続的・計画的に実施し、障害児の個性に応じた保育・教育体制と将来にわたる支援を行います。

2 施策の方向と個別事業

施策の方向

- ① 就学前障害児の育成支援
- ② 障害児教育の充実
- ③ 教育環境の整備

① 就学前障害児の育成支援

障害児保育の充実、障害児受入体制の整備に努め、就学前障害児の育成支援を強化するとともに、就学相談や巡回指導を実施し、各関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業時までの各ライフステージに応じた支援体制の整備を推進します。

99 障害児保育の充実

障害児保育のニーズの高まりに対応するため、保育士の障害児保育研修等による個々のスキル・アップを図り、巡回指導を参考にしながら、障害の状況に応じたきめ細かい保育を実施し、障害児保育の質の向上及び受入体制の充実に努めます。

担当 こども福祉課

100 公立幼稚園における障害児の受入体制の充実

障害児の公立幼稚園での受け入れを行うために、援助を必要とする障害児に対し、特別支援教育支援員を配置し、受入体制の充実に努めます。

担当 学務課

101 一時預り事業の充実

障害児を含めた児童の保護者等の緊急時における対応として、保育所の一時的預り保育を実施し、事業の周知及び受入体制の充実に努めます。

担当 こども福祉課

102 就学相談の実施

障害児就学指導委員会を開催するとともに、就学児の保護者が気軽に就学や進路について相談できる電話相談を行い、就学相談を実施しています。重要な相談については、障害児就学指導委員会を中心に各機関が連携して、継続的な相談・指導を行います。さらに、障害児就学指導委員会を中心に各機関との連携を強化し、継続的な相談・指導体制の充実に努めるとともに、実務に精通した委員を選任し、委員会の活性化を図ります。

担当 学務課、指導課

② 障害児教育の充実

障害児の個別指導計画を作成するなど障害の種別や程度に応じた適正な指導に努めるとともに、きめ細かな教育を推進するため、各種の研修を実施し、教職員等の専門性の向上を図ります。

103 特別支援教育コーディネーターの配置

各小中学校、幼稚園に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内における特別支援教育の体制整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になるとともに、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行って、特別支援教育コーディネーターを中心とした地域におけるネットワークづくりを構築し、幼稚園・学校・家庭・地域・関係機関が一体となった体制づくりを進めます。

担当 指導課

104 教職員等の障害児研修の充実

市内の公立・私立幼稚園・学校・保育所・療育機関等で障害児に関わる職員の専門性の向上と障害児への指導の充実を図るため、特別支援学級担任だけでなく、通常の学級を担任している教員や、保育士、幼稚園教諭を対象として、障害児教育研修を行うとともに、相談支援ファイルの活用、巡回相談についての共通理解を深めます。

担当 指導課

105 障害児教育の充実

障害児教育に関する講演会、合同研修会、小中学校特別支援学級合同校外学習等を通して、発達障害のある幼児・児童・生徒の支援など、特別支援教育の充実に努め、児童生徒の障害の種別や程度に応じた個別の指導計画作成、個別の教育支援計画策定をします。また、障害児の障害の種別や程度に応じた適切な教育を行うため、早期療育支援事業との連携、特別支援学校のセンター的機能を活用したネットワークづくりをし、地域の巡回相談を実施します。

担当 指導課

106 特別支援教育のための安定的な支援の推進

障害児就学指導委員会において、普通学級への入級が可能であると判定された援助を必要とする障害のある児童・生徒に特別支援教育支援員を配置し、また、介助員による移動支援については、土浦市社会福祉協議会の友愛サービス（有償ボランティア）等で対応することで安定的な支援の推進を図ります。

担当 学務課

③ 教育環境の整備

障害児がそれぞれの障害に応じて学ぶことができるように、障害に配慮した学校施設の整備、バリアフリー化を進めるとともに、放課後の障害児の受入体制を整備するなど、教育環境の整備を促進します。

107 学校施設のバリアフリー化の推進

障害児が支障なく学校生活を送れるように、人にやさしいまちづくり計画に基づき、スロープ、多目的トイレ、身体障害者用駐車スペース等の設置、校舎昇降口動線のバリアフリー化を行い、学校施設のバリアフリー化を推進し、障害児を学校に受け入れるための施設整備を図ります。

担当 学務課

108 就学障害児の放課後支援対策の充実

普通小学校等で実施されている放課後児童クラブにおいて、障害児の受け入れをするとともに、介護者の就労等で、放課後に介護困難な障害児については、地域生活支援事業の障害者（児）一時介護事業及び日中一時支援事業において対応します。今後は、特別支援学校の空き教室利用を県へ働きかけるとともに、保護者などボランティアの人員を確保しながら、療育支援センターなど、市の施設における日中一時支援事業を検討します。

担当 障害福祉課、青少年課

基本目標6 就労支援と働く場づくり

1 基本方針

市民向け、医療・福祉関係者向けアンケート調査によると、障害者の地域や社会への参加に理解が高いと同時に、障害者に対して就労の機会を増やすことを求めています。また、事業者向けアンケート調査によると、事業者が障害者を雇用する上での課題としては、業務の選定と設備の改善が挙げられ、障害者の職務能力の適正な把握や職業指導・カウンセリングの充実を重視し、すでに障害者を雇用している事業者においては、「障害者を雇用して困ったことはない」という回答が多数を占めています。

障害者の自立生活において、就労は、経済的生活基盤の確保とともに、規則正しい生活リズムの構築、生きがいづくりなど非常に重要な役割をもっています。

働きたいという意欲がある障害者に対して、その能力と適性に応じた働く場が確保されるよう支援していくとともに、障害の程度や種類によって、一般就労が困難である障害者については、福祉的就労の場の提供など多様な就労の場を確保する必要があります。

その一方で、障害者の一般雇用の伸び悩みや、就労後の早期離職、福祉的就労の場での工賃水準の低迷など様々な課題があり、福祉と雇用の関係機関等が連携した障害者の就労支援の更なる充実、福祉的就労の場での工賃水準の引上げに向けた体制づくりなどが必要となっています。

このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策の展開を図ります。

基本方針

- 職業安定所や障害者就労支援センターなど関係機関との連携を強化し、一般就労への移行や福祉的就労を含めて、就労移行支援事業や就労継続支援事業を充実します。
- 障害の状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場、地域生活支援の場を確保し、社会参加を促進します。
- 「土浦市地域自立支援協議会」、「土浦市ふれあいネットワーク」などを活用して、就労と保健・医療・福祉・教育の関係機関等との連携を推進します。

2 施策の方向と個別事業

施策の方向

- ① 一般就労の支援
- ② 福祉的就労の場の提供

① 一般就労の支援

障害者就業・生活支援センターや土浦公共職業安定所（ハローワーク）等の関連機関と連携を図りながら、就労を支援する各事業等の推進により、障害者の一般就労への移行を進めるとともに、職業訓練や職場体験など一般就労への契機となる場や機会の提供を図り、障害者の就労促進を図ります。

109 障害者就業・生活支援センター等の活用

一般就労を希望する障害者のために、障害者就業・生活支援センターかすみ等障害者就労支援事業所との連携の下で、障害者雇用機会創出事業に基づくトライアル雇用や職場適応援助者（ジョブコーチ）制度等の活用による障害者の職場の開拓や雇用後の職場定着を図っています。今後は、市施設と各関連機関との交流や情報の交換等による連携の強化と、障害者の利用促進を図ります。

担当 障害福祉課

110 土浦公共職業安定所等関連機関との連携の強化

障害者の一般就労を促進するために、土浦公共職業安定所等関連機関と連携を図りながら、障害者の雇用促進に向けて、関係機関で情報を共有化し、各関係機関における諸機能の活用と関連事業の周知に努めます。

担当 障害福祉課

111 障害者の就労に向けた支援策の強化

土浦市地域自立支援協議会を中心に、障害者の就労や社会参加に向け、事業所等の協力による就労訓練や職場体験、イベント時の障害者によるボランティア活動などを実施しています。今後は、就労訓練や職場体験の場を拡大するとともに、障害者の社会参加活動を一層充実させ、障害に対する理解促進、障害者雇用の増大を図ります。

担当 障害福祉課

② 福祉的就労の場の提供

「つくしの家」における就労継続支援の実施や「福祉の店」の活用など福祉的な就労の場の提供を行い、福祉的就労の支援を強化します。

112 つくしの家における就労継続支援の実施

一般就労経験者や就労移行支援終了者を対象に、福祉的就労を希望する知的障害者が働く場として、つくしの家において、就労継続支援B型の障害福祉サービスを実施します。

担当 障害福祉課

113 「福祉の店」の活用

土浦市社会福祉協議会が運営する「福祉の店」において、障害者の手作り品（工芸品、パンや菓子など）を展示販売することにより、障害及び障害者について、市民の理解を深め、障害者の能力向上と生きがいづくりに努め、各種イベント等への出店の際には、障害者が販売を行うなど、就労体験を行う場として活用します。

担当 社会福祉協議会

基本目標7 生きがいのある生活支援

1 基本方針

市民向けアンケート調査によると、障害者が地域や社会で参加するためには、子どものころから学校などで障害者とのふれあいや助け合いの機会を増やすことが大切であり、また、障害者が外出しやすい環境づくりが必要であると感じています。

障害者が文化活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加することは、生活にうるおいを与え、自立と社会参加を促進する上で非常に重要で意義のあることです。障害者が、体力や年齢、目的や障害の状況などに応じて、積極的に様々な活動に参加することができるよう、文化・スポーツ等の振興を図り、各種事業を充実する必要があります。

このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策の展開を図ります。

基本方針

- 障害者の社会参加促進のため、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行います。
- 「生きがいのある生活支援」に向け、スポーツ・レクリエーション活動の支援、生涯学習活動の支援、社会参加の促進を図るとともに、各事業について、周知方法や参加者の募集方法、競技内容等を工夫するなどして事業の充実、参加者の増加に取り組みます。

2 施策の方向と個別事業

施策の方向

- ① スポーツ・レクリエーション活動の支援
- ② 生涯学習活動の支援
- ③ 社会参加の促進

① スポーツ・レクリエーション活動の支援

かすみがうらマラソンにおける国際盲人マラソン大会及び車いすフルマラソン、障害者（児）スポーツ大会の開催など、障害者が参加し、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を振興するとともに、ボランティアの確保などにより、障害者のスポーツ活動やレクリエーションなどの大会や行事の実施を支援します。

114 障害者（児）スポーツ大会の開催

障害者（児）が「完全参加と平等」のもと、スポーツを通じて体力の維持向上を図るとともに、障害者（児）と地域社会との交流を促進し、市民に対する障害者（児）への理解と関心を高めるため、障害者（児）スポーツ大会を年1回開催しています。今後は、より多くの参加者及びボランティアの協力を得るため、大会の運営方法等について検討していきます。

担当 障害福祉課

115 かすみがうらマラソンにおける障害者レースの充実

大会テーマの一つである「体験する福祉・ノーマライゼーションの実践」の更なる充実を図るため、視覚障害者（伴走ボランティアを含む）が参加する「国際盲人マラソンかすみがうら大会」に加え、第20回大会より「車いすフルマラソン」の部を開催します。今後も、障害者の社会参加と市民の理解を深めるため、多くのランナーが参加できるよう努め、安全な走路の確保や種目間の調整を行い、安全で円滑な大会運営を図ります。

担当 スポーツ振興課

116 レクリエーション等の開催

土浦市社会福祉協議会や障害者福祉団体等が開催する交流キャンプ、映画鑑賞会などの開催を支援するとともに、各種行事における内容の充実、ボランティアが参加しやすい環境整備に努め、ボランティアの協力を得ながら、各種スポーツ・レクリエーション等事業の充実に努めます。

担当 障害福祉課

117 公共スポーツ施設の使用料の減免

霞ヶ浦文化体育施設使用料の減免を行うとともに、その他の公共スポーツ施設についても、使用料等減免の拡充を図ります。

担当 スポーツ振興課

② 生涯学習活動の支援

障害者の学習機会の創出のため、公共文化施設の入場料の減免や関連施設の整備を推進するとともに、障害者が参加できる生涯学習講座を開催し、障害者の学習活動を支援します。

118 公共文化施設の入場料の減免等

市立博物館・上高津貝塚考古資料館において、障害者が入館する際の入館料全額免除や館内用車いすの貸出しを行っています。今後とも障害者のための設備拡充や表示・案内などの充実に努め、バリアフリー化を推進します。

担当 文化課

119 図書館等利用における利便性の向上

障害者への図書の郵送サービスにおいて、「点字資料」「広報点字版」「声の広報」を作成し、郵送貸出の体制を整えるなど図書館等の視聴覚資料や備品の充実に努めています。今後も、図書館での各種障害者サービスを早期に実施することで、生涯学習活動の支援と図書館の利便性の向上を図ります。

担当 生涯学習課

120 生涯学習関連施設の整備

障害者の生涯学習活動を支援するため、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」に基づき、公民館入口扉の自動ドアへの改修、点字誘導ブロックの敷設、障害者用トイレの改修など生涯学習関連施設のバリアフリー化を図ります。

担当 生涯学習課

121 障害者が参加できる生涯学習講座の開催

市で開催する生涯学習講座に障害者も参加できるよう、手話通訳者や車いす介助者等の派遣体制を整備します。今後も障害者が参加できる生涯学習講座を開催し、障害者の自立支援のための環境づくり及び学習機会の提供、障害者に対する情報格差の解消に努めます。

担当 生涯学習課

③ 社会参加の促進

障害者団体など地域の福祉団体の活動支援や障害者に関わる地域活動の支援により、障害者の社会参加、相互交流を促進します。

122 地域活動の促進

市内の障害者団体等による「障害児（者）を励ます新年の集い」、県内の障害者団体による「水（山）の集い」「銀輪の集い」などの障害者間の相互交流活動を支援します。また、障害者等の各種行事への参加促進を図るとともに、土浦市地域自立支援協議会においては、障害者の地域行事への参加やボランティア活動に対する支援策をさらに検討します。

担当 障害福祉課

123 障害者（児）福祉団体活動の支援

障害者、家族、支援者などで構成される市内の障害者団体に対して、土浦市社会福祉協議会から補助金を交付し、活動を支援しています。今後も、障害者団体の主体性を尊重しながら、各団体の組織の強化や、団体間のネットワークづくりを支援します。

担当 社会福祉協議会

124 総合福祉会館の運営

地域福祉活動の拠点として整備された総合福祉会館について、引き続き施設の活用と機能の充実を図ります。

担当 社会福祉課、社会福祉協議会（連携）

125 ふれあい・いきいきサロンの実施

住み慣れた地域で仲間づくり及び交流を通して、地域における福祉コミュニティの推進を図るため、市内の集会所、公民館等の身近な建物を利用して、障害者等が集まり、情報の交換や交流を行う「ふれあい・いきいきサロン」の設置を支援します。今後は、各社協支部との連携を図り、サロンについて周知を図ります。

担当 社会福祉協議会



第4章 計画の実現に向けて

1 計画の推進

本計画を着実に推進するためには、計画の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行うことが必要です。

このため、本計画に位置づけられた事業等の達成状況を点検・評価するとともに、本計画策定後の法改正や制度改革への対応について適宜協議をし、計画の見直しの際に次期計画へ反映します。

2 推進体制

① 障害者、市民の意見の反映

計画を推進していくためには、障害者、市民、地域等との協働体制づくりが必要です。

障害者やその家族、障害者団体等との協議・意見交換とともに、市民の意見・提言等も積極的に取り入れ、計画の策定・見直しに反映させていきます。

② 庁内連携と関係機関連携の強化

関係部署の連携を図り、本計画に位置づけた各施策の進捗状況の把握及び評価等を定期的に行うとともに、全庁的に各種施策を展開することにより、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、国、県及び市町村といった行政機関、保健・医療・福祉・教育・労働など各方面の専門機関、サービスの提供や支援を行う事業者、NPO法人、地域活動団体、ボランティア等との連携を進め、障害者の地域生活支援の強化を図ります。

③ 情報提供の充実

国・県からの情報収集、近隣市町村との情報交換促進などにより、障害者やその家族等に向けた情報提供の充実を図ります。また、事業者に対して広く情報提供を行い、サービスの質の向上、技術・知識の向上を支援するとともに、多様な事業者の参入を促進します。

④ 土浦市地域自立支援協議会の運営とネットワークの活用

「土浦市地域自立支援協議会」を定期的で開催し、障害者団体、学識経験者、障害福祉サービス事業所やボランティア団体など多様な社会資源のネットワーク化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の多様な分野において情報の共有化を図り、連携体制の構築を進めます。

⑤ 必要財源の確保

本計画を確実に推進していくためには、必要な財源を確保する必要があります。

国及び県に対して、障害者のニーズに応えられるだけの十分な負担金や補助金による財政的支援を要望するとともに、市においては、この計画に位置づけた事業に対する予算の確保に努めます。

